



平成28年4月28日

北海道運輸局

北海道旅客鉄道株式会社の鉄道事業の一部を廃止する届出及び本届出に係る公衆の利便の確保に関する意見の聴取について

本日(平成28年4月28日)、北海道旅客鉄道(株)から鉄道事業の一部[留萌線 留萌駅～増毛駅間 16.7km]を廃止する届出があり、その概要と意見の聴取を実施する旨を別添のとおり公示しましたのでお知らせします。

なお、この意見聴取は、関係自治体及び申請のあった利害関係人から廃止を行った場合における公衆の利便の確保に関して聴取するものであり、鉄道の廃止の是非を聴取するものではありません。

[利害関係人とは]

○鉄道事業の廃止の後に公衆の利便の確保を図ることが想定される者

○利用者その他の者のうち地方運輸局長が当該廃止に関し、特に重大な利害関係を有すると認める者

とされており。

なお、特に重大な利害関係を有すると認める者とは、廃止予定路線沿線地域の経済団体、相当数の利用者が参画する利用者団体等が該当します。

[廃止の概要]

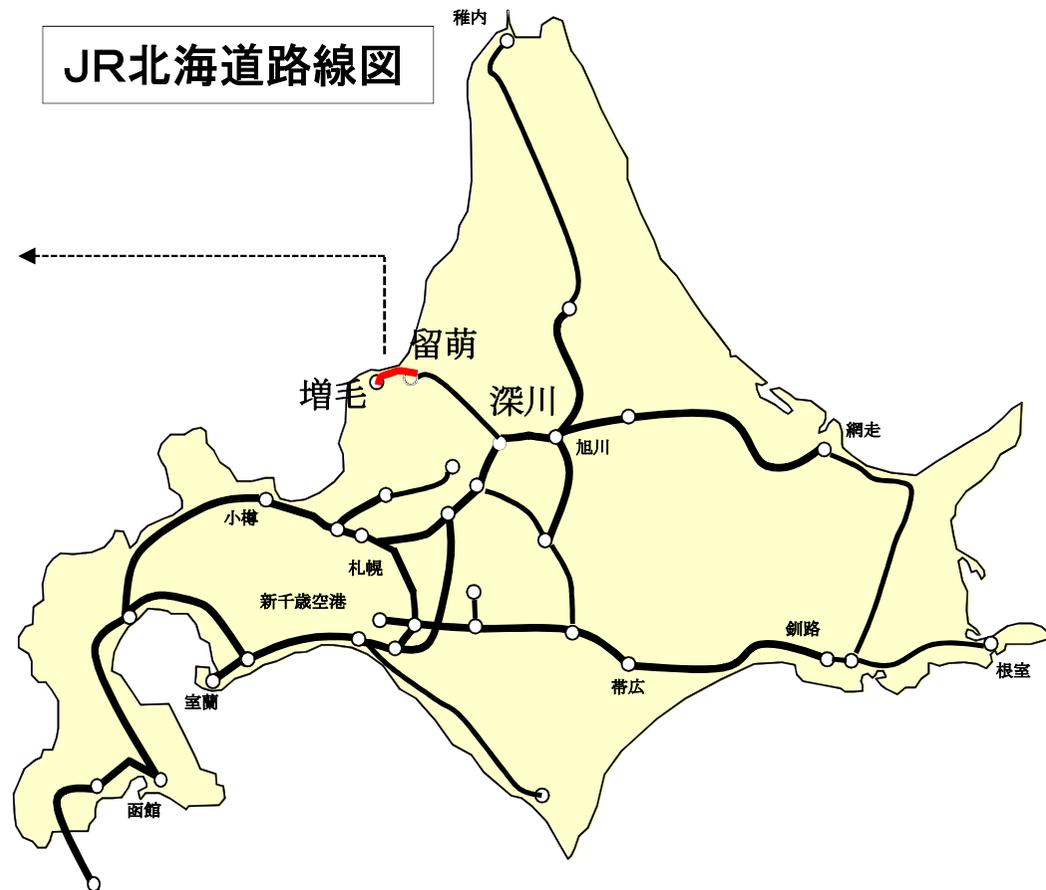
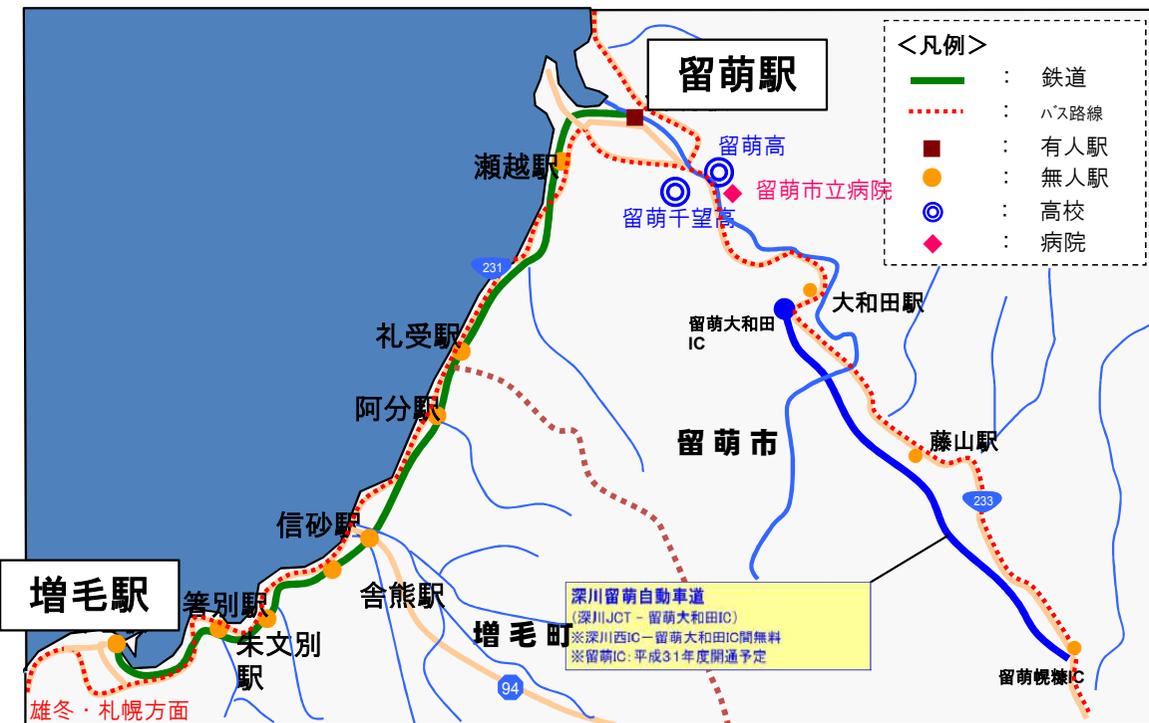
- 届出事業者  
北海道旅客鉄道株式会社
- 届出日  
平成28年4月28日(木)
- 届出事項  
鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第28条の2第1項の規定による鉄道事業の一部廃止
- 廃止届出のあった路線  
留萌線の一部 留萌駅～増毛間 16.7km
- 廃止を予定する日  
平成29年4月29日

【問い合わせ先】

国土交通省 北海道運輸局 鉄道部 計画課(担当:鈴木、山角)

電話 011-290-2731 (直通)

# JR北海道留萌線(留萌～増毛間)の概要



## ○留萌線(留萌～増毛間)の諸元

- ・ 営業キロ 16.7km
- ・ 列車本数 13本(上り7本、下り6本)  
※バス本数は22本(土休日19本)
- ・ 所要時間 23分～31分
- ・ 運賃:片道 360円(留萌・増毛)  
:通学定期 1ヶ月 7,980円、3ヶ月 22,480円
- ・ 駅数 9駅(有人1駅(留萌駅)、無人8駅)
- ・ 輸送密度 39人/日
- ・ 沿線自治体 留萌市、増毛町

## ■沿線自治体の人口(人)

	留萌市	増毛町	計
H27.1	22,957	4,893	27,850
S62.3	34,462	7,990	42,452
対S62	67%	61%	66%

※出典:住民基本台帳人口

## 公 示

平成 28 年 4 月 28 日北鉄計第 60 号をもって、鉄道事業法第 28 条の 2 第 1 項の規定に基づく届出を受理したので、同法第 28 条の 2 第 2 項及び同法施行規則第 42 条の 2 の規定に基づき、下記のとおり公示する。

なお、本件に関し当運輸局が行う意見の聴取を受けようとする利害関係人は、同法施行規則第 42 条の 4 の規定に基づく意見聴取申請書を提出されたい。

## 記

1. 意見の聴取を行う廃止届出の件名	第一種鉄道事業の廃止届出
2. 廃止届出の番号	第 1 号
3. 廃止届出を行った鉄道事業者名	北海道旅客鉄道株式会社
4. 廃止届出があった路線名	留萌線
5. 廃止届出があった区間	留萌駅～増毛駅間
6. 廃止の予定日	平成 29 年 4 月 29 日
7. 廃止を予定する理由	将来にわたり収支の改善が見込めないため
8. 意見の聴取の申請に係る事項	
(1) 意見聴取申請書の記載事項	①申請者の氏名又は名称及び住所 ②届出の件名及びその番号 ③意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名 ④意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項
(2) 申請の期間	本公示の日から 10 日以内
(3) 申請の方法	申請書の郵送（消印が本公示の日から 10 日以内であること）又は当運輸局への持参
9. 意見の聴取の実施予定日及び場所	実施予定日の 10 日前までに別途通知

(注)利害関係人とは、鉄道事業法施行規則第 42 条の 3 に規定する者をいう

平成 28 年 4 月 28 日

北海道運輸局長 川勝 敏弘